

農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う募集について

新しい農地利用最適化推進委員を下記のとおり募集します。

【農地利用最適化推進委員の要件】

農業委員会が定める担当区域農地等の利用状況の最適化の推進に熱意と識見を有する者

※ 農地利用の最適化とは、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進のこと。

- 1 募集方法 個人や法人・団体からの推薦及び一般募集
 - 2 募集人数 4名
 - 3 職務 区域内の農地利用の最適化の推進
 - 4 資格 次の全てに該当すること
 - ①三原村に住所を有すること（例外あり）
 - ②公租公課使用料等に滞納がないこと
 - ③農業委員会等に関する法律第八条第4項※に該当しないこと※ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 5 届出方法 推薦者は村の定める推薦書を、応募者は村の定める応募申込書を農業委員会事務局に届け出てください。
 - 6 募集期間 令和8年4月15日～令和8年5月12日
 - 7 任期 令和8年7月20日～令和11年7月19日
 - 8 報酬 委員 21,200円（月額）
 - 9 選任方法 受付期間中と終了後に推薦及び募集状況を公表し、農業委員会で委嘱します。
- その他
- ①農業委員と農地利用最適化推進委員との兼務は出来ません。
 - ②申込書等の内容は住所・電話番号・農業所得を除きホームページ等で公表します。
 - ③身分は非常勤の特別職公務員となり、業務には守秘義務が伴います。
 - ④農地利用最適化推進委員については、三原村を4区域に分け、各区域から1名を委嘱します。